# 【 所沢市テニス協会 会則 】

# 第1章 総則

- 第1条 本会は所沢市テニス協会と称する。
- 第2条 本会は事務局を所沢市北中3-87-30に置く。

#### 第2章 目的および事業

- 第3条 本会は所沢市内のテニス団体を統轄し、テニスの普及発展を図り、市民の体力増強およびスポーツ 精神の高揚に資するとともに、テニスを通じて市民の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。
  - (1) 市内のテニス選手権大会の開催
  - (2) 各種テニス大会への参加および選手派遣
  - (3) 市内外のスポーツ団体との交流
  - (4) その他常任理事会において適当と認めた活動
- 第5条 本会は所沢市内のテニス統轄団体として、埼玉県テニス協会に加盟する。

# 第3章 会員

- 第6条 本会は次に掲げる会員をもって組織する。
  - (1) 所沢市内に所在する団体で、常任理事会で承認された団体(以下団体会員)。
  - (2) 所沢市内に在住在勤の者で常任理事会で承認された個人(以下個人会員)。
- 第7条 本会に入会しようとする団体および個人は、理事会で定める手続きにより事務局に申し出なければ ならない。
- 第8条 1 会員は常任理事会の定める細則に従って会費を納めなければならない。
  - 2 会費を滞納した会員は、常任理事会において退会したものとみなすことができる。
- 第9条 1 会員にして本会則に違反し、または本会の対面を傷つける行為があると認められたときは、理事会の決議により懲罰することができる。
  - 2 会員は、総理事の2分の1以上の同意がなければ、これを除名することができない。

### 第4章 機関

第10条1 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 2名

理事長 1名

事務局長 1名

理 事 若干名、内若干名を常任理事とする。

監 事 若干名

- 2 前項による役員の他に名誉会長、顧問を置くことができる。
- 第11条1 理事会は次に掲げる者によって構成される。
  - (1) 各団体会員から推薦された者。
  - (2) 個人会員の内10名以上の個人会員から推薦された者。
  - 2 会長、常任理事および監事は、理事会において互選する。
- 第 12 条 1 会長、理事および監事の任期は 2年とする。ただし、任期満了後でも後任者が就任するまでは、 その職務を行う。
  - 2 補充による会長、理事および監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
  - 3 会長、理事および監事は再任されることができる。

- 第13条 1 会長は本会を代表する。
  - 2 会長が故障ある場合には、会長の指名した理事がその職務を代行する。
- 第14条 理事は、本会の最高議決機関である理事会を組織する。
- 第15条 常任理事は、常任理事会を組織し、会務を執行する。ただし、常任理事会は本会の運営、実務等を 実行委員に委嘱することができる。
- 第16条 監事は会計および会務執行の状況を監査する。
- 第17条 1 名誉会長および顧問は、常任理事会でこれを推挙し会長が委嘱する。
  - 2 名誉会長および顧問は、理事会および常任理事会に出席し意見を述べることができる。

### 第5章 理事会

- 第18条1 会長は毎年1回12月頃に、通常理事会(総会)を招集しなければならない。
  - 2 通常理事会を理事が欠席する場合は、予め代理人を指定するか、委任状(協会所定のものが望ましい)等によって議決権を議長に一任する旨を協会事務局に届け出なければならない。
- 第19条 通常理事会(総会)は次の議案を審議する。
  - (1) 予算および決算
  - (2) 事業計画および会務事業報告
  - (3) 本会則で規定した事項
  - (4) その他必要事項
- 第20条1 会長は、必要があると認めたときは、いつでも臨時理事会を招集することができる。
  - 2 総理事の5分の1以上の者が、審議すべき議案を示して請求したときは、会長は臨時理事会を 招集しなければならない。
- 第21条 会長は、理事会招集の目的、日時および場所をその10日前までに、書面をもって理事に通知しなければならない。
- 第 22 条 1 理事会は総理事の過半数(委任状を含む)をもって成立する。
  - 2 理事会の議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

#### 第6章 会計

- 第23条 本会の経費は会費、入会金、補助金、寄附金、事業収入、その他の収入によりこれを賄う。
- 第24条 本会の会計年度は毎年11月1日に始まり、当該年の10月31日に終わる。

#### 第7章 会則の変更

- 第25条 本会則は、総理事の2分の1以上の同意がなければ、変更することができない。
- 第26条 本会は、総理事の2分の1以上の同意がなければ、解散することができない。
  - 附 則 1 本会則の施行に必要な細則は常任理事会で別に定める。
    - 2 本会則に定めなき事項については従来の慣行による。
    - 3 本会則は平成 21 年 12 月 12 日から施行する。
    - 4 本会則は平成22年12月11日から施行する。
    - 5 本会則は平成 23 年 12 月 11 日から施行する。
    - 6 本会則は平成29年12月9日から施行する。
    - 7 本会則は平成30年11月24日から施行する。